

○法務省令第 号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

法務大臣 鈴木 馨祐

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規

定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
活動	基準	活動	基準
〔略〕		〔同上〕	
法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合にあつては、当	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合にあつては、当

に掲げる	活動
<p>該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。</p>	<p>二 申請に係る事業の規模が次のいずれにも該当していること。</p>
<p>イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。</p>	<p>イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。</p>
<p>ロ 資本金の額又は出資の総額が三千万円以上であること。</p>	<p>ロ 資本金の額又は出資の総額が三千万円以上であること。</p>
<p>「号の細分を削る。」</p>	<p>「号の細分を削る。」</p>

に掲げる	活動
<p>該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。</p>	<p>二 申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。</p>
<p>イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。</p>	<p>イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。</p>
<p>ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。</p>	<p>ロ 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。</p>
<p>ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。</p>	<p>ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。</p>

三 次のいずれかに該当していること。

イ 経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有していること。

ロ 事業の経営又は管理について三年以上の経験（特定活動の在留資格（法第七条第一項第二号の告示で定める活動のうち本邦において貿易その他の事業

「号を加える。」

の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動を含む活動を指定されたものに限る。)をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間を含む。)を有していること。

四 申請人が事業の管理に従事しようとする

場合は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

。

三 申請人が事業の管理に従事しようとする

場合は、事業の経営又は管理については管理に係る科目を専攻した期間を含む。)を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

〔略〕

〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。